

【返 戻 金】

採用された候補者が入社後 90 日以内に自己都合退職または自己の責に基づき解雇された場合は、乙は当該候補者にかかる受領済みの人材紹介報酬を甲に返金するものとし、就業した期間により返金率を次の通りとする。

- ① 入社日から起算し 30 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 50%を返金する。
- ② 入社日から起算し 31 日以降 60 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 40%を返金する。
- ③ 入社日から起算し 61 日以降 90 日以内に離職した場合は、受領済み報酬の 30%を返金する。